障生第1015　号

令和６年4月1日

指定障がい福祉サービス事業所　管理者　様

指定一般相談支援事業所　管理者　様

指定障がい者支援施設　　　　施設長　様

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課長

令和６年度報酬改定等に伴う各種手続・届出について（通知）

日頃から本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　令和６年度報酬改定等に伴い、全サービスについて基本報酬・加算・減算（以下「加算等」といいます。）の新設又は見直し等があります。加算等を新たに算定する場合は前月15日までに届出が必要ですが、改正法令が令和６年３月に公布されたことを踏まえ、下記のとおり提出期限を延長するとともに、令和６年４月１日の届出が必要な減算や加算の取り下げ等の確認のため、府所管の全事業所は、下記のとおり届出をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. **届出について**

届出対象者：府所管の全ての指定障がい福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所、指定障がい者支援施設

※報酬改定で新設・見直しされた加算等を取得するかどうかにかかわらず、府所管の全事業所が届出必要です。

届出内容：令和６年４月１日時点の基本報酬・加算・減算の算定状況

届出期限：令和６年４月21日（日）

届出方法：行政オンラインシステムを通じて提出（詳細は府ホームページをご覧ください。）

1. **必要書類**
2. 介護給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表
3. 誓約書
4. **注意事項その他**

・届出期限までの時間が限られており、書類作成負担を軽減する観点等から、令和６年４月に限り、誓約書の提出をもって添付書類を省略していただきます。（５月１日から新加算（見直しされた加算含む）を算定する場合も同様。）

・届出がなかった場合、４月サービス提供分から、国保連へ報酬請求しても支払いがされない可能性があります。

・**処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を４月１日又は５月１日から算定希望の事業者は令**

**和６年４月15日（月）までに別途計画書の提出**が必要です。

・年度当初の見直しが必要な基本報酬・加算等についても、上記１の届出をもって受付いたします。

・これまで算定していた加算で、報酬改定で算定要件が厳しくなったため算定要件を満たさなくなった場合は、加算

を「あり」等から「なし」として届出してください。

・届出をするにあたり、あらかじめ国の法令等を確認し、算定要件を満たすか精査の上、ご提出ください。

その他府ホームページに掲載している内容や国のホームページ及び法令等を必ずご確認ください。

＜参考＞[令和６年度報酬改定ガイダンスページ（障がい福祉サービス）](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/r6sya_guidance.html)

以上

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課　指定・指導グループ　（指定担当）

TEL：06-6941-0351

（内線4520、4519）

E-mail: shitei@gbox.pref.osaka.lg.jp